

# 情報ひろば

## ■各総合支所

国府☎(0857)39-0555 / 福部☎(0857)75-2811  
 河原☎(0858)76-3111 / 用瀬☎(0858)87-2111  
 佐治☎(0858)88-0211 / 気高☎(0857)82-0011  
 鹿野☎(0857)84-2011 / 青谷☎(0857)85-0011



福祉

### 重度障害者(児) タクシー利用助成

平成18年度の重度障害者(児)タクシー利用券を、4月1日から交付します。

利用券(黄色)は、初乗り運賃相当分を月当たり4枚、申請月から平成19年3月までの月数に応じた枚数をお渡しします(4月に申請の場合は、4枚×12カ月＝48枚)。なお、平成17年度の利用券(緑色)は、4月以降は利用できません。

**対象** 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者で、前々年(平成16年)の所得税が非課税の人  
**手続き・問い合わせ先** 市役所 駅南庁舎生活福祉課☎(0857)2013471 / 各総合支所福祉保健課(上記参照)

### 障害者住宅改良助成制度

障害者(児)が居住する住宅の

改良に要する経費を助成します。  
**対象** 次のいずれかに該当する手帳を所持している人またはその人と同居する人で、本人およびその配偶者が市県民税非課税者であり、介護保険の認定を受けていない人

▽身体障害者手帳1・2級所持者  
 ▽下肢、体幹または脳原性運動機能障害でその等級が3級の身体障害者手帳所持者  
 ▽療育手帳A所持者  
**対象工事** 障害者の専用居室、浴室、便所、廊下などの改良  
**助成額** 対象となる100万円までの工事費に対して3分の2

※新築、増築および改良が、直接障害を補う工事でない場合は対象になりません。事前に生活福祉課へご相談ください。  
**手続き・問い合わせ先** 市役所 駅南庁舎生活福祉課☎(0857)2013471

### ひとり親家庭の児童入学 支度金

**対象** ひとり親家庭で4月に小・中学校に入学する児童、生徒を養育し所得税が非課税の人  
 ※生活保護世帯は除きます。  
**支給額** 1人当たり1万円

**受付期間** 4月10日(月)～28日(金)

**必要なもの** ▽印鑑 ▽保護者名義の銀行預金通帳 ▽戸籍謄本(ただし、児童扶養手当を受給している人は「児童扶養手当証書」、遺族年金を受給している人は「遺族年金証書」。この場合、戸籍謄本は必要なし)  
 ※このほかにも、証明書などが必要となる場合がありますので事前にお問い合わせください。

**問い合わせ先** 市役所 駅南庁舎 児童家庭課☎(0857)2013465 / 各総合支所福祉保健課(上記参照)



お知らせ

### 国外・国内交流民間助成事業

民間団体による本市姉妹都市などとの交流を進めるため、助成対象事業を募集します。

**対象団体** 鳥取市民が中心となつて構成する民間団体

**交流先** ①国外⇨韓国・清州市(チョンジュ)、ドイツ・ハーナウ市、中国・太倉市(サイカウ) ②国内⇨県外都市

**対象事業** 経済、文化、歴史、スポーツなどの分野で行われる交流事業

※国内の県外都市との事業は、交流先で実施する場合のみ

**助成額** 対象経費の2分の1以内(上限あり)

**募集期間** 4月3日(月)～14日(金)

**問い合わせ先** 市役所本庁舎都市交流室☎(0857)2013154

### 市民活動促進助成

平成18年度中に、市民活動団体が企画、運営する研修やイベントなどの事業に対して、その経費の一部を助成します。詳しくは、市役所本庁舎総合案内所および各総合支所、アクティブとっとり(とっとりさんか会館内)に配置しているパンフレット、鳥取市ホームページ(21ページ参照)をご覧ください。

**助成対象経費** ▽講師などへの謝礼、交通費 ▽資料などの作成費 ▽会場使用料、車両・機械などの賃借料

**助成額** 助成対象経費の5分の4以内(上限20万円)

**申請期間** 4月3日(月)～5月15日(月)